

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和07年04月01日

計画の名称	第 期三重県社会資本総合整備計画（三重県地域住宅計画）											
計画の期間	令和03年度 ~ 令和07年度（5年間）										重点配分対象の該当	
交付対象	三重県,伊勢市,志摩市,伊賀市											
計画の目標	『公営住宅において、公営住宅等長寿命化計画に基づいた適正な改善を実施し、既存ストックの有効活用と住環境の向上を図る。』 『消費者の方や建築関係者等に県産材の魅力を発信することで、県産材利用のネットワークを強化し、住宅分野における県産材利用の拡大を図る。』 『住生活基本法の規定に基づき、県の住宅政策の基本方針、施策及び成果指導等を定めた三重県住生活基本計画の改定を行い、住生活の向上を図る。』											
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	560	A	560	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0 %

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 R3当初	中間目標値 R5末	最終目標値 R7末
1	公営住宅等の改善事業を実施し、躯体、外壁等の安全性・耐久性に係る対策を進める。 当計画期間内における公営住宅等長寿命化計画（当計画事業分）の達成率の向上 （達成率）=（改善済み戸数）÷（公営住宅等長寿命化計画に定める当計画事業予定戸数）×100	61%	73%	90%
2	公営住宅等の改善事業を実施し、居住性の向上、福祉対応等を図る。 当計画期間内における公営住宅等長寿命化計画（当計画事業分）の達成率の向上 （達成率）=（改善済み戸数）÷（公営住宅等長寿命化計画に定める当計画事業予定戸数）×100	12%	44%	59%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
効果促進事業費の割合（提案事業を含む）：(C+Ac) / (A+B+C+D) = 1.08%												

A 基幹事業																			
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R03	R04	R05	R06	R07			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
地域住宅計画に基づく事業	A15-001	住宅	一般	三重県	直接	三重県	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業(A1-1)	屋上遮熱、住戸内改善、サッシ改修等	三重県						308		策定済
	A15-002	住宅	一般	三重県	間接	市町	-	-	住宅地区改良事業等(住宅新築資金等貸付助成事業)(A1-2)	県内市町への住宅新築資金等補助 特定助成 県内10市町、償還推進助成 県内13市町	市町						62		-
	A15-003	住宅	一般	伊勢市	直接	伊勢市	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業(A1-3)	外壁改修・屋上防水改修・屋根改修・住戸内改善等	伊勢市						87		策定済
	A15-004	住宅	一般	志摩市	直接	志摩市	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業(A1-4)	外壁改修・屋上防水改修・屋根改修・住戸内改善等	志摩市						65		策定済
	A15-005	住宅	一般	志摩市	直接	志摩市	-	-	住宅地区改良事業(A1-5)	長寿命化計画策定委託業務	志摩市						2		-
	A15-006	住宅	一般	伊賀市	直接	伊賀市	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業(A1-6)	屋上防水・遮熱改修等	伊賀市						9		策定済

A 基幹事業																				
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容(延長・面積等)	市区町村名/港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	費用便益比	個別施設計画策定状況	
												R03	R04	R05	R06	R07				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
地域住宅計画に基づく事業	A15-007	住宅	一般	伊賀市	直接	伊賀市	-	-	住宅地区改良事業等(改良住宅ストック総合改善事業)(A1-7)	屋上防水・遮熱改修等	伊賀市						21		策定済	
	A15-008	住宅	一般	三重県	間接	民間	-	-	地域住宅政策推進事業(「もっと県産材を使おう」推進事業)(Ac-1)	県産材を使用した住宅のPR活動、住宅展示会における県産材の情報発信等	民間						1		-	
	A15-009	住宅	一般	三重県	直接	三重県	-	-	地域住宅政策推進事業(住生活基本計画改定委託事業)(Ac-2)	三重県住生活基本計画の更新、住生活総合調査のデータ集計・分析	三重県						5		-	
												小計						560		
												合計						560		

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R03	R04	R05	R06	
配分額 (a)	26	35	36	68	
計画別流用増 減額 (b)	0	1	0	2	
交付額 (c=a+b)	26	36	36	70	
前年度からの繰越額 (d)	0	0	0	0	
支払済額 (e)	26	36	36	70	
翌年度繰越額 (f)	0	0	0	0	
うち未契約繰越額(g)	0	0	0	0	
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0	0	0	0	
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

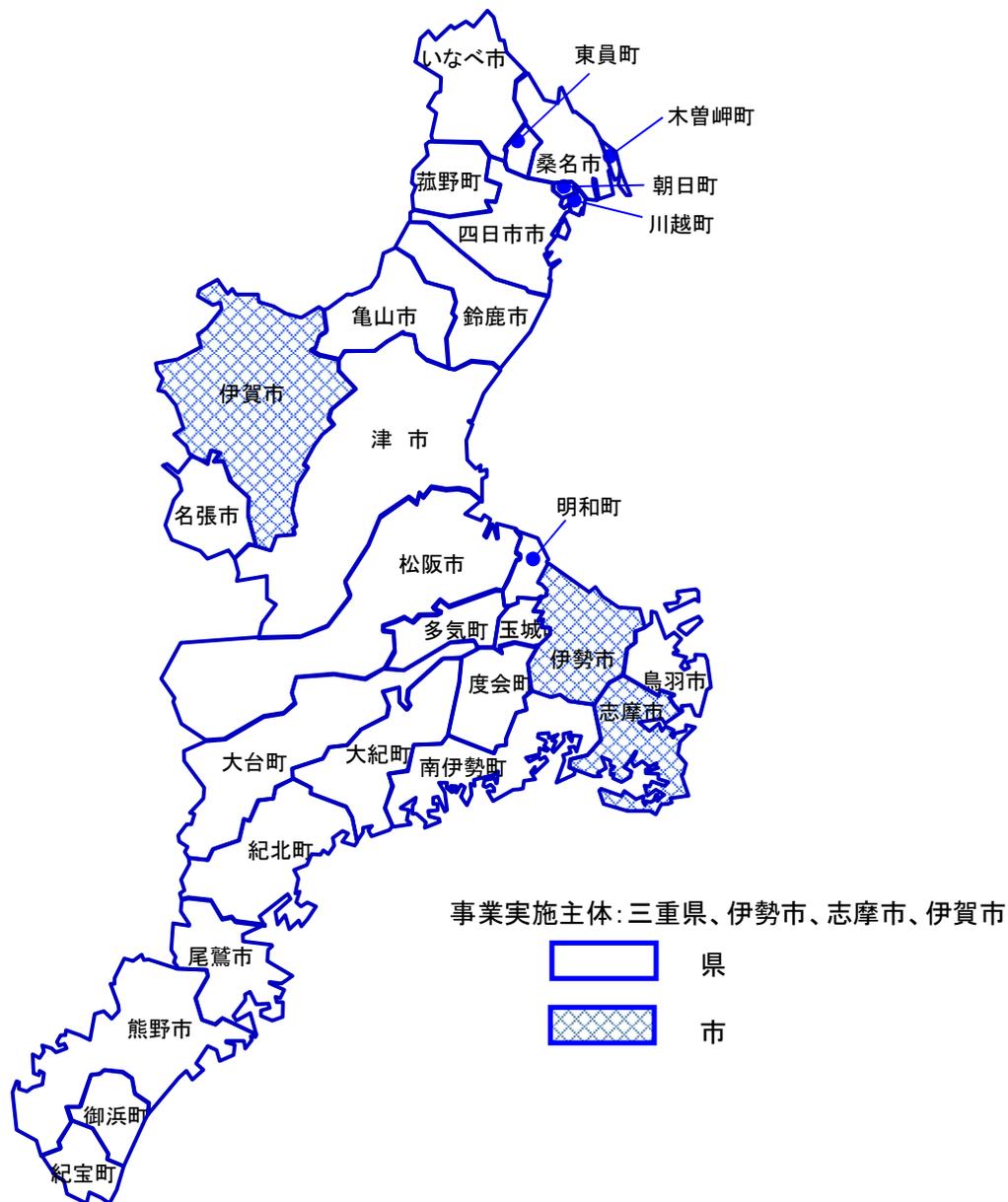
事前評価チェックシート

計画の名称： 第 期三重県社会資本総合整備計画（三重県地域住宅計画）

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 計画の目標が基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
I. 目標の妥当性 地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
I. 目標の妥当性 関連する各種計画（住生活基本計画等）との整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。	○
I. 目標の妥当性 数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	○
II. 計画の効果・効率性 地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	○
II. 計画の効果・効率性 地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。	○
III. 計画の実現可能性 事業熟度が十分である。	○

(参考様式3) 参考図面

計画の名称	1 第Ⅱ期三重県社会資本総合整備計画（三重県地域住宅計画）		
計画の期間	令和3年度～令和7年度（5年間）	交付対象	三重県、伊勢市、志摩市、伊賀市



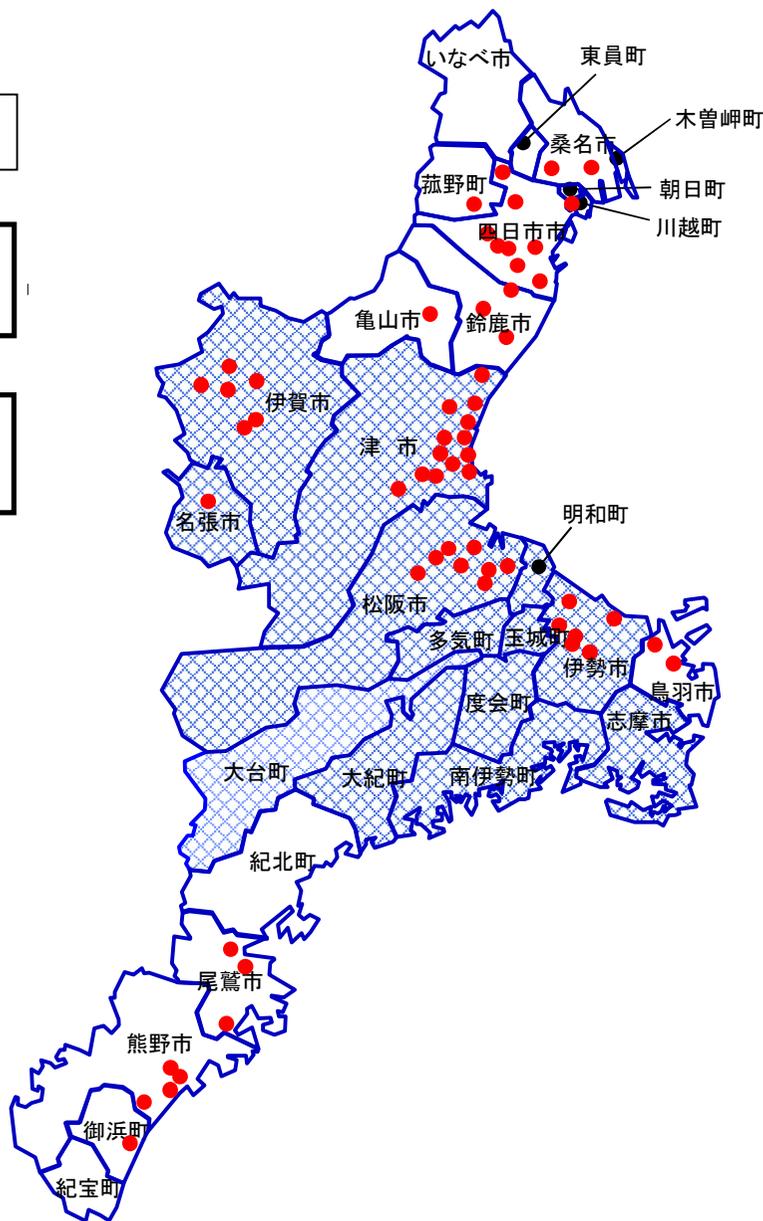
(参考様式3) 参考図面

計画の名称	1 第Ⅱ期三重県社会資本総合整備計画 (三重県地域住宅計画)	交付対象	三重県
計画の期間	令和3年度 ~ 令和7年度 (5年間)		

(凡例)
● 県営住宅の位置

Ac-1
「もっと県産材を使おう」推進事業
(三重県内全域)

Ac-2
住生活基本計画策定委託事業
(三重県内全域)

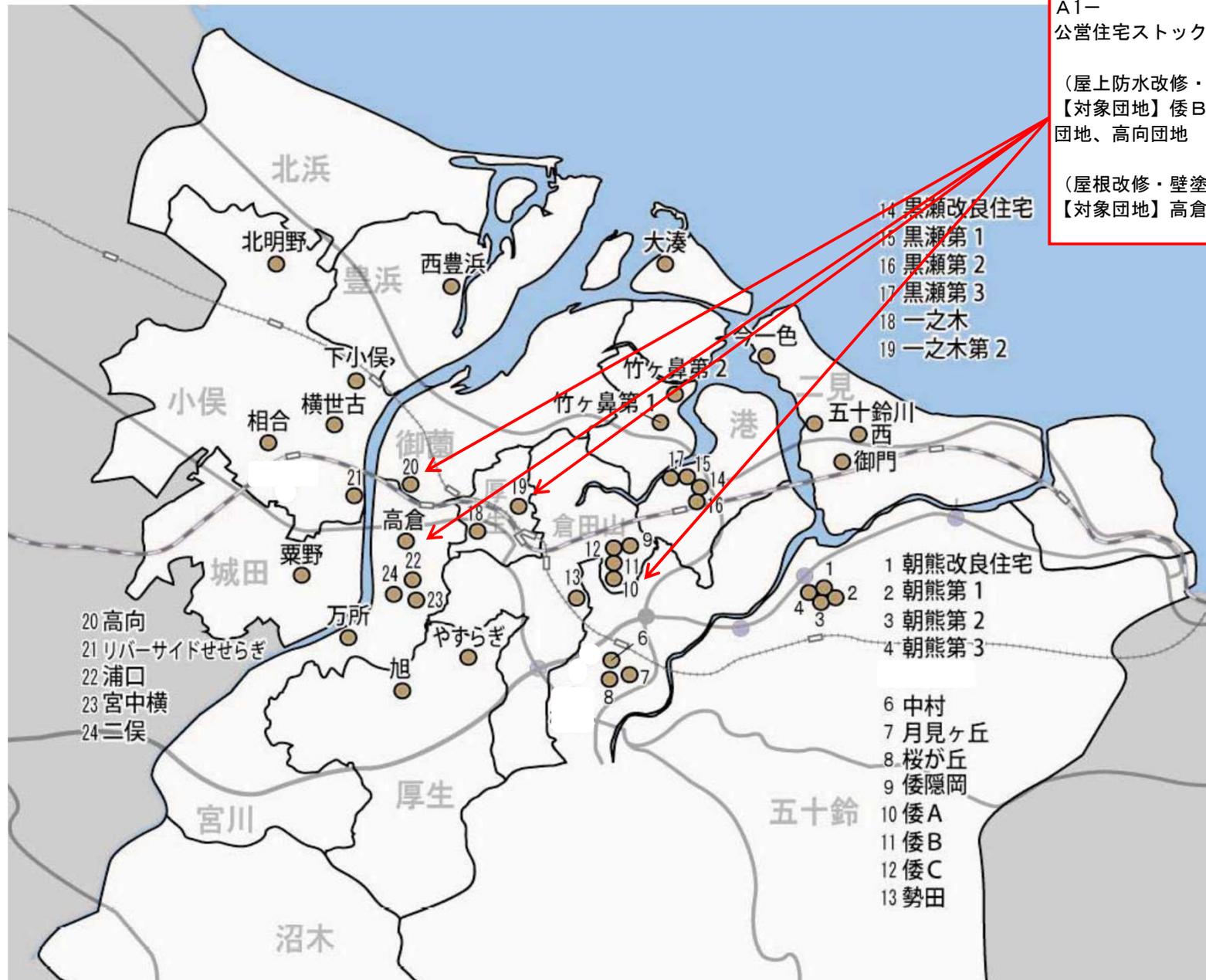


A1-1
公営住宅ストック総合改善事業
(屋上断熱等改修)
【対象団地】千里団地 等
(住戸内改善工事)
【対象団地】
長寿命化計画に位置づけた県営住宅
(サッシ改修)
【対象団地】千里団地

A1-2
住宅地区改良事業等(住宅新築資金事業)
県から該当市町へ同事業の償還助成事業の各補助を行う
 償還助成事業を実施する市町

(参考様式3) 参考図面

計画の名称	1 第Ⅱ期三重県社会資本総合整備計画（三重県地域住宅計画）	交付対象	伊勢市
計画の期間	令和3年度～令和7年度（5年間）		



A1-
 公営住宅ストック総合改善事業
 (屋上防水改修・壁塗装工事)
 【対象団地】倭B団地、倭C団地、一之木第2団地、高向団地
 (屋根改修・壁塗装工事)
 【対象団地】高倉団地

- 14 黒瀬改良住宅
- 15 黒瀬第1
- 16 黒瀬第2
- 17 黒瀬第3
- 18 一之木
- 19 一之木第2

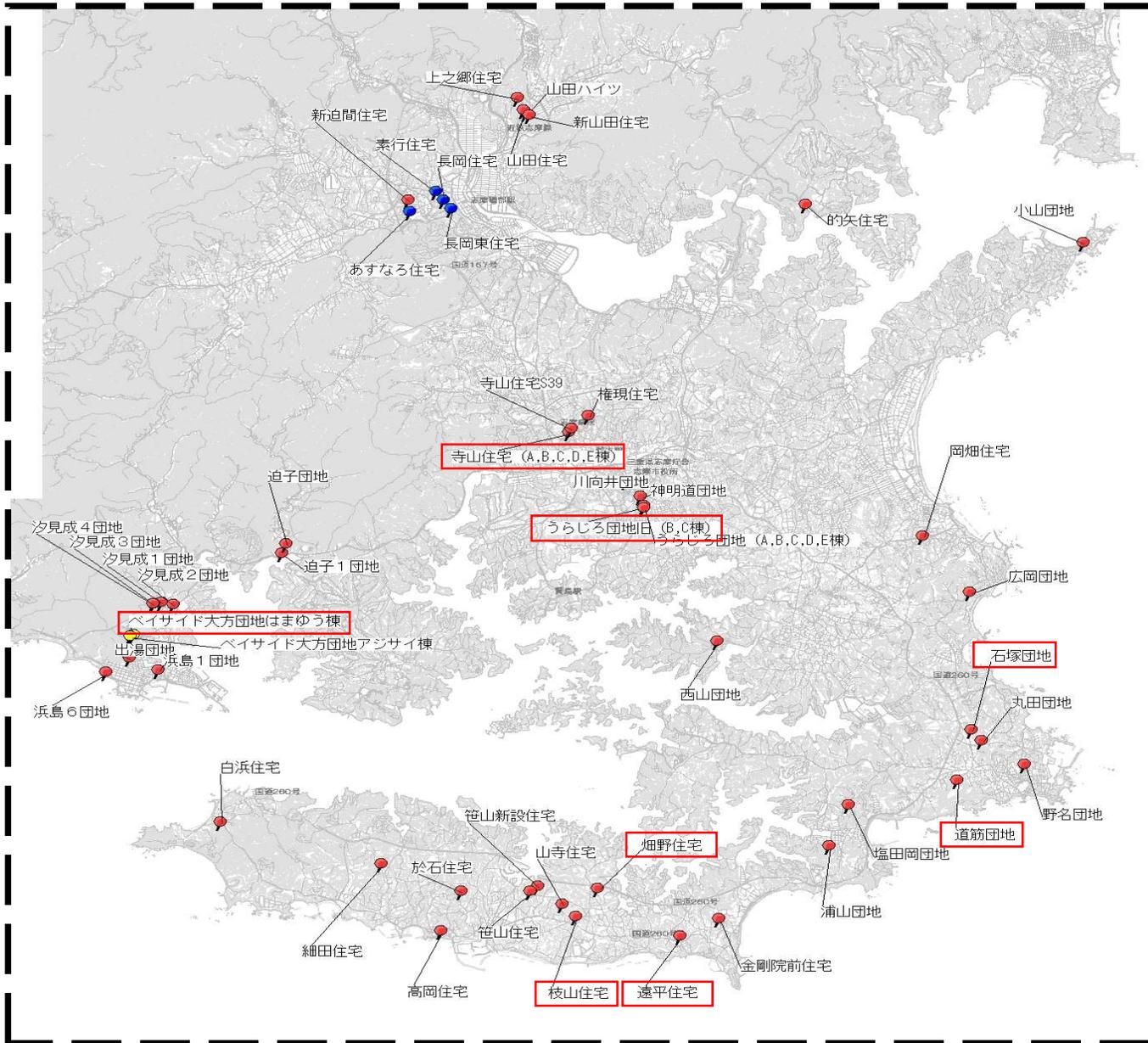
- 1 朝熊改良住宅
- 2 朝熊第1
- 3 朝熊第2
- 4 朝熊第3

- 6 中村
- 7 月見ヶ丘
- 8 桜が丘
- 9 倭隠岡
- 10 倭A
- 11 倭B
- 12 倭C
- 13 勢田

- 20 高向
- 21 リバーサイドせせらぎ
- 22 浦口
- 23 宮中横
- 24 二俣

(参考様式3) 参考図面

計画の名称	1 第Ⅱ期三重県社会資本総合整備計画（三重県地域住宅計画）	交付対象	志摩市
計画の期間	令和3年度～令和7年度（5年間）		



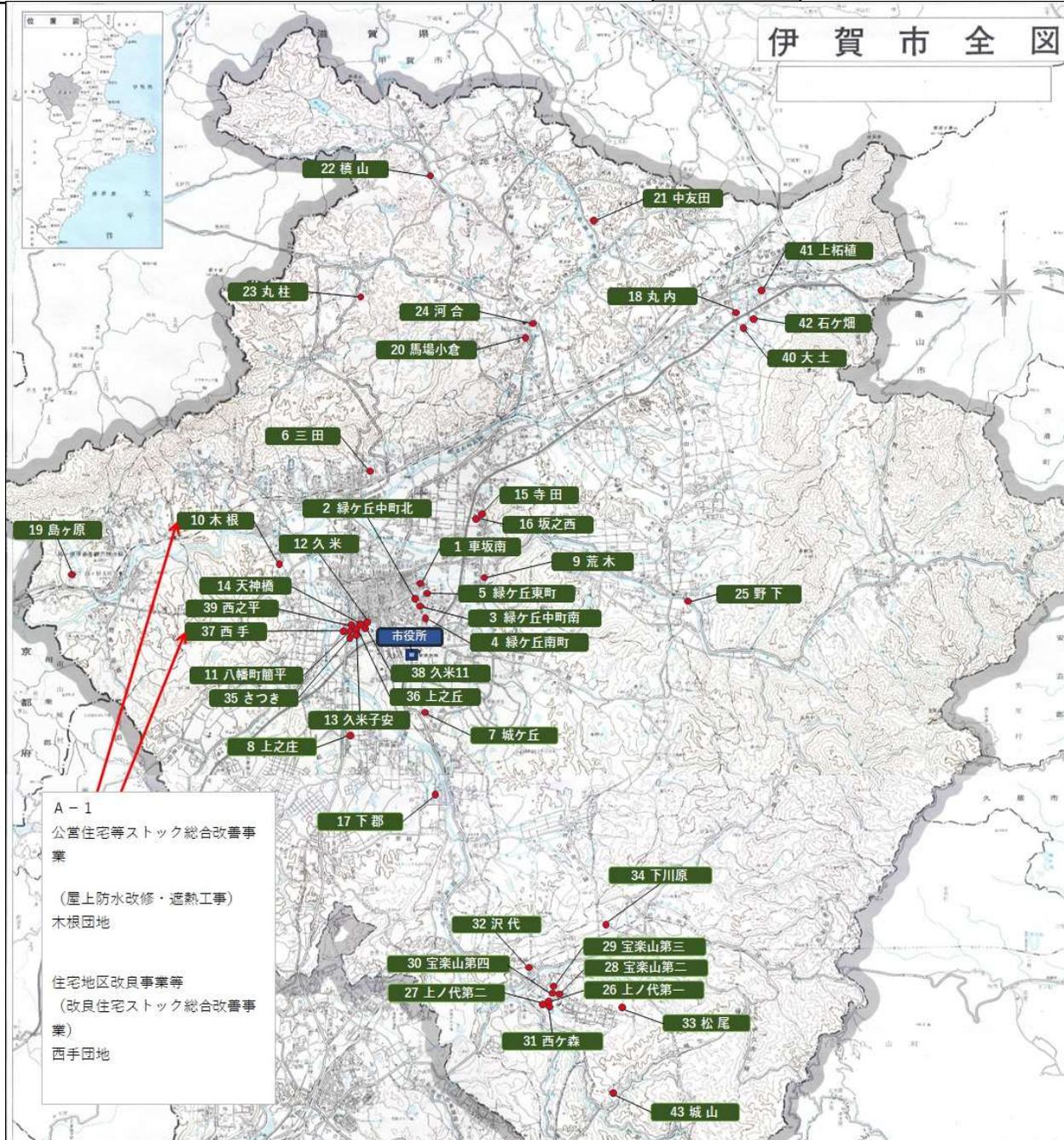
- ①長寿命化型改善工事**
【対象団地】
 ・ベイサイド大方団地はまゆう棟(1棟12戸)
 ・石塚団地(1棟3戸)
 ・寺山団地ABC棟(3棟14戸)
 ・寺山団地DE棟(2棟14戸)
 ・道筋団地(1棟3戸) うらじろ旧BC棟(3戸)
 ・枝山住宅(1棟3戸)

- ②長寿命化型改善工事実施設計業務**
【対象団地】
 ・寺山団地(5棟28戸)
 ・石塚団地(1棟3戸)
 ・道筋団地(1棟3戸) うらじろ旧BC棟(3戸)
 ・枝山住宅(1棟3戸)
 ・畑野住宅(1棟3戸)

- ③解体撤去工事**
【対象団地】
 ・遠平住宅(1棟4戸)

(参考様式3) 参考図面

計画の名称	1 第Ⅱ期三重県社会資本総合整備計画（三重県地域住宅計画）	交付対象	伊賀市
計画の期間	令和3年度～令和7年度（5年間）		



A-1
 公営住宅等ストック総合改善事業
 (屋上防水改修・遮熱工事)
 木根団地

住宅地区改良事業等
 (改良住宅ストック総合改善事業)
 西手団地

(参考様式3) 参考図面

計画の名称	1 第Ⅱ期三重県社会資本総合整備計画（三重県地域住宅計画）	交付対象	三重県、伊勢市、志摩市、伊賀市
計画の期間	令和3年度～令和7年度（5年間）		
1. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項			
該当なし。			
※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。			
2. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項			
該当なし。			
※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）			
3. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項			
該当なし。			
「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。			